

令和6年4月 義務化決定!!  
(厚労省が周知開始)

厚労省 虐待防止研修対応

# 虐待防止研修(Eラーニング)

特養の介護職員は年2回の虐待防止研修の受講が義務化されます。  
今から1人年間2本をルーチン化しましょう!

## 内容

### シリーズ①

#### 高齢者虐待の現状と課題 60分

虐待に関するデータに基づき、現状と課題について解説

### シリーズ②

#### 尊厳の保持と介護実践 60分

介護職としての原理・原則に基づく実践の意義を解説

本研修は施設内で行う虐待防止研修用の教材として作成しました。



令和6年1月追加  
リリース2本予定

- 虐待防止と老化への正しい理解 60分
- 身体拘束と介護福祉職の職業倫理 60分

## 視聴方法

### 施設上映方法

- ※会員とは、一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会の会員をいう。
- |                   |   |                            |
|-------------------|---|----------------------------|
| 一施設各シリーズ<br>1本当たり | → | 会 員：11,000円<br>非会員：22,000円 |
| 2本同時申込の場合         | → | 会 員：16,500円<br>非会員：33,000円 |

施設上映方法の場合、視聴記録は、視聴日時・視聴者名・感想(選択肢方式可)・コメント欄等が記載できる記録用紙を施設で用意

### 個人視聴方法

- |                     |   |                          |
|---------------------|---|--------------------------|
| 一人当たり各シリーズ<br>1本当たり | → | 会 員：1,100円<br>非会員：2,200円 |
| 2本同時申込の場合           | → | 会 員：1,650円<br>非会員：3,300円 |

個人単位での受講は、受講証明書を発行します。  
お申込みの際に、  
【受講者名と生年月日】をお知らせください。

(全て税込み)

## 申込方法

全て施設単位でお申込みください

(法人でのお申込みはできません)

株式会社推進協



どの視聴方法でも  
3ヶ月間視聴可

- 1日～15日までに申込みいただいた場合  
→翌月1日より視聴開始可能
- 15日～末日までに申込みいただいた場合  
→翌月15日より視聴開始可能



お申込みは  
↑↑↑↑↑

株式会社推進協

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3丁目20-8 ベネックスS-3・4階  
TEL:045-577-4290 FAX:045-577-4291 <https://suishinkyoco.com>

## 介護サービスの人員、設備及び運営基準における虐待防止の規定

令和3年4月の介護報酬改定により、介護サービスのすべてにおいて下記のように虐待防止に関する研修の実施が義務付け。但し、令和6年3月末までは義務付け免除の経過措置期間とされている。

### 【訪問介護】

(虐待の防止)

第37条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

略

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

④他の居宅系サービスは訪問介護の規定を準用

### 【地域密着型】

(虐待の防止)

第3条の38の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

略

三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

④他の地域密着型サービスも同様。但し研修の回数はサービス別に異なり年1回又は2回。

### 【特養（ユニット型含む）】

(虐待の防止)

第35条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

略

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

④介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院も同様

### 【居宅介護支援】

(虐待の防止)

第27条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

略

三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。